# 2　令和元年度県税税目別（課税標準、税率、納期限等）一覧

| 種別 | 県民税 | | | | | 事業税 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 個人 | 法人 | 利子割 | 配当割 | 株式等譲渡所得割 | 法人<br>（電気供給業、ガス供給業及び保険業） | 法人<br>（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（所得課税法人に限る。公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。）） | 法人<br>（左記以外の特別法人） | 法人<br>（その他の法人） | 個人 |
| 課税標準及び税率 | 所得割　4%<br>均等割　2,000円 | 法人税割<br>(1)(ア) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人<br>(イ) 保険業法に規定する相互会社<br>(ウ) 資本金の額又は出資金の額が1億円で、かつ、従業員の数が300人を超える法人<br>（1.8%）<br>(2)(1)に揚げる法人以外の法人等　1%<br>均等割<br>(1) 資本金等の額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第4号に掲げる公共法人を除く。以下(2)～(4)まで同じ。）　年額 840,000円<br>(2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人　年額 567,000円<br>(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人　年額 136,500円<br>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人　年額 52,500円<br>(5) 前号に揚げる法人以外の法人等　年額 21,000円 | 支払を受けるべき利子等の額　5% | 支払を受けるべき特定配当等の額　5%<br>（平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間は3%） | 特定株式等譲渡所得金額　5%<br>（平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間は3%） | 各事業年度の収入金額　1% | 平成16年4月1日以後に開始した事業年度分について、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得<br>付加価値割　1.2%<br>資本割　0.5%<br>所得割<br>年 400万円以下の所得金額　0.4%<br>年 400万円を超え、800万円以下の所得金額　0.7%<br>年 800万円を超える所得金額　1%<br>3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う分割法人の所得割については1% | 各事業年度の所得<br>年 400万円以下の所得金額　3.5%<br>年 400万円を超える所得金額　4.9%<br>3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う分割法人で、資本金1,000万円以上については特別法人 4.9%、その他の法人 7% | 各事業年度の所得<br>年 400万円以下の所得金額　3.5%<br>年 400万円を超え、800万円以下の所得金額　5.3%<br>年 800万円を超える所得金額　7% | 事業主控除額<br>年　290万円<br>白色申告者の事業専従者控除額<br>配偶者　86万円<br>配偶者以　50万円<br>（青色事業専従者については、適正給与額を必要経費とする。）<br>課税所得<br>第1種　5%<br>第2種　4%<br>第3種　5%<br>（ただし、第3種のうち、あんま、マッサージ等については、3%） |
| | | | | | | 租税特別措置法第68条（特定の協同組合等の法人税率の特例）第1項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、<br>・所得のうち　年 400万円以下の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3.5%<br>年 400万円を超え年10億円以下の金額・・・・ 4.9%<br>年 10億円を超える金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5.7%<br>・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得・・・・4.9%<br>（所得のうち10億円を超える金額については、5.7% | | | | |
| 納期限等 | 市町村税と同じ（通常、6月、8月、10月及び1月中において条例で定める） | 法人税と同じ（公共法人等は4月30日） | 利子等について利子額を徴収した日の属する月の翌日10日までに申告納入 | 特定配当等について配当割を徴収した日の属する月の翌月10日までに申告納入<br>※源泉徴収口座へ受け入れている配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに申告納入 | 特定株式等譲渡所得金額について特定株式等譲渡所得割を徴収した日の属する年の翌年1月10日までに申告納入 | 事業年度終了日から2月以内に申告納付（ただし、中間申告納付にあっては事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内） | | | | 第1期 8月20日～31日<br>第2期 11月20日～30日<br>随時分（通知書に定める期日） |
| 備考 | 普通徴収又は特別徴収による。 | | | | | | | | | |

| 種別 | 不動産取得税 | 県たばこ税 | ゴルフ場利用税 | 自動車税種別割 | 鉱区税 | | 狩猟税 | 固定資産税 | 軽油取引税 | 自動車取得税 ・ 自動車税環境性能割 | 地方消費税 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 別紙1のとおり | 砂鉱を目的とする鉱区 | 砂鉱を目的としない鉱区 | | | | | |
| 課税標準及び税率 | 取得した不動産の価格（土地又は家屋）<br>4%<br>ただし、土地又は住宅R3.3.31までの取得<br>3%<br>住宅以外の家屋H18.4.1～H20.3.31の取得<br>3.5% | 売り渡し等をしたたばこの本数1,000本につき 930円<br>※紙巻たばこ3級品については 1,000本につき656円（R1.10.1から930円） | 1人1日につき400円～1,200円<br>（別表2による）<br>非課税措置<br>・ ゴルフ場を利用する日現在において年齢18歳未満の者<br>・ ゴルフ場を利用する日現在において年齢70歳以上の者<br>・ 上記以外の障害者<br>・ 国民体育大会のゴルフ競技参加者<br>・ 学校の体育授業、公認の課外活動のためにゴルフを行う学生、生徒、教員 | 別紙1のとおり | 面積100アールごとに<br>200円<br>河床に存するもの<br>延長1,000メートルごとに<br>600円 | 試掘鉱区<br>面積100アールごとに<br>200円<br>採掘鉱区<br>面積100アールごとに<br>400円 | 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で<br>① 本年度の県民税の所得割を納める者<br>16,500円<br>② 第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもののうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者<br>11,000円<br>網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で<br>③ 本年度の県民税の所得割を納める者<br>8,200円<br>④ 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもののうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者<br>5,500円<br>第二種銃猟免許を受ける者<br>⑤<br>5,500円<br>放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録<br>①から⑤の税率の4分の1<br>対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての狩猟者の登録を受ける者<br>課税免除<br>許可捕獲等の許可を受け行った者又は許可捕獲等の従事者としての狩猟者の登録を受ける者<br>①から⑤の税率の2分の1 | 大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を超える部分の金額<br>1.4% | 軽油の数量1klにつき<br>32,100円 | 【自動車取得税】（令和元年9月30日まで）<br>50万円を超える自動車を取得した場合に、取得価格の3%（営業用及び軽自動車は2%）<br>低公害車・低燃費車の軽減措置<br>**乗用車（新車新規登録）の例　適用期間　平成31年4月1日～令和元年9月30日**<br>**対象・要件等 ／ 税率**<br>**・電気自動車<br>・燃料電池自動車<br>・天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合）<br>・プラグインハイブリッド自動車<br>・クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合）／ 非課税**<br>**ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）／ 平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減**<br>**令和2年度燃費基準＋ 40%以上達成 ／ 非課税**<br>**令和2年度燃費基準＋ 20%以上達成 ／ 50%軽減**<br>**令和2年度燃費基準＋ 10%以上達成 ／ 25%軽減**<br>**令和2年度燃費基準達成 ／ 20%軽減**<br>【自動車税環境性能割】（令和元年10月1日以後）<br>50万円を超える自動車を取得した場合に、取得価格の0～3%（環境性能に応じた税率）<br>**自家用乗用車の例　適用期間　令和元年10月1日～令和3年3月31日**<br>**対象・要件等 ／ 税率**<br>**・電気自動車<br>・燃料電池自動車<br>・天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合）<br>・プラグインハイブリッド自動車<br>・クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合）／ 非課税**<br>**ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）／ 平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減**<br>**令和2年度燃費基準＋ 20%以上達成 ／ 非課税**<br>**令和2年度燃費基準＋ 10%以上達成 ／ 1%（※） 非課税**<br>**令和2年度燃費基準達成 ／ 2%（※） 1%**<br>**上記以外 ／ 3%（※） 2%**<br>**（※）自動車税環境性能割の臨時的軽減<br>令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した「自家用乗用車」については、税率が1%軽減される。** | 消費税額の22/78（消費税率に換算すると2.2%に相当）（軽減税率の場合、消費税率に換算すると1.76%に相当） |
| 納期限等 | 通知書に定める期日 | 当月分を翌月末日までに申告納付 | 当月分を翌月15日までに申告納付 | 5月20日～31日<br>随時分<br>登録のとき | 5月20日～31日<br>随時分<br>通知書に定める期日 | | 知事からの狩猟者の登録を受ける日 | 第1期<br>4月20日～30日<br>第2期<br>7月20日～31日<br>第3期<br>12月15日～25日<br>第4期<br>2月20日～末日 | 当月分を翌日末日までに申告納入（納付） | 登録又は届出のとき | 譲渡割の申告納付は当分の間消費税と併せて国（税務署）に対し行う。<br>貨物割の申告納付は消費税と併せて国（税関）に対し行う。 |
| 備考 | | | | | | | | | | | |